

琉球大学学術リポジトリ

1960年1月の安保条約改定時の核持ち込みに関する 「密約」に係る調査の関連文書No.1

| | |
|-------|--|
| メタデータ | 言語: 出版者: 公開日: 2019-02-14 キーワード (Ja): 核持ち込み問題, 東郷次官, ホドソン米国大使 キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属: |
| URL | http://hdl.handle.net/20.500.12000/43860 |



安保条約改正草案の問題点

(昭和三三二〇七米参)

本件検討のための資料として当面の所見左のとおり。

一 新条約の名称及び前文

新条約を単なる安全保障の關係のみに限定せず、日米兩國の政治、經濟關係をも包含せる広汎な面における結合を明らかにするか否かは根本方針の問題であるが、新条約はいかなる形式をとる場合においても今後における兩國の基本關係を象徴することとなるので、草案のとき考へ方は妥当であると思われる。

前文第一項冒頭は、日米間友好通商航海条約前文冒頭と同趣旨。後段民主主義の原則以下の点については、北大西洋条約前文第二項と同文であるが、西欧的觀念が強く出すぎているとの印象をう

極
秘
まで

ける。

第四項集團的自衛の個有の權利を認めぬの点は、憲法上の問題があるが、この際憲法解釈を明確化する必要がある。

二 第一条

この種条約に共通のものであり、問題はない。

三 第二条

第一項は、北大西洋条約第二条第一項と同文であるが、前文と同様の理由により一考を要する。第二項は、末尾を除き、北大西洋条約第二条第二項と同文であり、内容的には差支えなしと認められる。

四 第三条

前段は、北大西洋条約第三条と同文、(その他条約にも同趣旨あり)後段を含め全体として東南アジア集団防衛条約第二条と同文。但し後段は、共産主義の浸透工作への対抗措置に關しての協力を約することとなる点において、現行条約の内乱条項以上の広汎な意味をもつこととなり、議論のあるところと考えられる。

五 第四条

前段は、条約実施に關する協議であり、この種規定は必要である。

後段は、この種条約に共通のものである。

米軍の日本基地の使用の問題あり、「予れかの締約国の……安全が脅かされていると認めるときはいつでも……」の点は、米

国が敵対行為にまきこまれ)ることある一切の場合に適用あるより了解されるべきであり、表現も一考を要するものと認められる。

六 第五条

本条第一項、第六条及び付属文書は、新条約の核心をなすものである。

第一項については、(イ)前文について述べた日本が憲法上集団的自衛権を有するかの問題あり、(ロ)「自国の憲法上の手続に従い」の点は、この種条約に通用いられている字句であるが、日本憲法の制約を留保するものとしては不十分であると認められ、(ハ)「共通の危険に対処するため行動する」とは、日本憲法の制約下において日本領域外の軍事援助が不可能とすれば、それ以外の方法

による援助を予想するかなどの問題を生ずる。

さらに以上の諸点のほか、本質的に本試案は、(1)条約地域のほかに第六条基地使用が東亜全域を対象としている点において、条約の適用上二つの地域の概念を生ずる。(2)条約地域における日本の義務は、基地使用以外仮りにあるとしても実質的には皆無にひとしいにも拘らず、本条約のオペラティブパートとして「共通の危険に対処するため行動すると表現を含むかかる条項を設けることはフィクションであるが、試案はこれを補うものが第六条規定あるとの考え方に立つものと思われ、また将来憲法改正の可能性も予想しているかにも解される。(3)沖縄が攻撃された場合、日本の援助義務(基地使用)が発動するとすれば、東亜において米國

を相手とする敵対行為が直接的に沖縄基地につながる関係上、日本は自動的に戦争にまきこまれるとの批判を生ずる(但しこの点はこの方式をとる場合も多かれ少かれ同様である。)。などの問題があると思われる。

本試案と異なる方式の一例は左のごときものと考えられる。

米側の考え方によれば、日本に駐屯する米軍は単に日本防衛のためのみならず、「極東の安全」のためなることは明らかである。従つて日本領域と在日米軍との相互防衛を規定し、在日米軍に一定の条件の下に日本領域外の行動(基地使用)を認める。この場合相互援助の概念は著るしく歪曲されることとなるが、憲法上の制約下において日本のなしうることは、領域内における自衛行為

のほかは米軍に基地使用を許すことであり、本草案第五条前段における日本の寄与が基地使用以外実質的意味なしとすれば、むしろ米軍の日本防衛義務に見合うものとして基地使用を一括して規定することが考えられる。但しかかる考え方を米側が容認するか否かは目下のところ明らかでない。

この考え方をとる場合、沖縄及び小笠原をいかにするかの問題を生ずる。単に安全保障の見地のみよりいえば、この地域を切り離すことが事態を単純化する。しかしながら沖縄を切り離すことについては、別の角度からの批判を生ずるのである。従つて一応考えられる方式としては、沖縄が攻撃をうけた場合、日本はその自由意志により、かつ、憲法の範囲内においてこれが防衛に必要

な援助をなすことがあるとの趣旨のなんらかの形式の一項を設けることが考えられる。

草案第五条後段は上述の点がいかなる形式となるかに拘らず、本条約中に残されることが適当である。

第六条

冒頭「本条約の目的を助長するため」は、第五条の前段条約地域における相互援助を意味するとすれば、基地使用は明らかに制限されることとなる。とも解されるが、このように限局するにはあまりにも抽象的表現であり、またこの点についての基地使用に関する口頭説明は、かかると解されるものと解されなかつた。いずれにせよこの点は付属文書と関連する。付属文書によれば、

基地使用は緊急事態における作戦使用の場合のみ協議するとなつており、さらに末尾の字句をいかに解すべきかの問題がある。また「基地」の呼称は行政協定において特にこれを避け、「施設」としたこと及び本文中に駐兵の規定なきことはさらに研究を要する。(施設の性格は行政協定改正の際最も重要な問題となる。)

右に関連し、吉田、アチソン交換公文は、その内容及び効力をこの際確認する方法をとることが望ましい。

さらに米軍の配備に関しては、明らかに日本より国外への援助を除外しているが、これは従来の経緯よりみて米側としては譲りえないところであろう。

装備に関する協議は、核兵器のみに限定すべきかの問題がある。

すなわち核兵器にあらざる戦略兵器の問題がある。また核兵器の定義の問題もある。

八 第七条、第八条、第九条

問題なきものと考えられる。

九 第十条

少くとも十年間は効力を有するものとし)た点が注目される。